

最新の労働安全衛生法令に準拠した
職場の安全衛生確保、災害防止のための解説書!

事例でみる 労働安全衛生のチェックポイント

編集 労働安全衛生法実務研究会
代表 馬場 洋征
加治原 修

職場・作業環境の整備、機械をはじめ、各作業による災害の防止など、事務所や作業場等で日常的に注意を要する事例を取り上げ、その具体的な対応の仕方をわかりやすく解説しています。



●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。
(特許第3400925号)

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,976頁
定価 14,300円 (本体13,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

○災害発生後の総括安全衛生管理者等への再教育

事例 当社の工場内で労働災害が発生しました。社長から当社の総括安全衛生管理者等に対して再教育の指示がありましたが、どうすればよいでしょうか。

実務のチェックポイント

- 1 労働安全衛生法に再教育の定めはあるのか
- 2 再教育はどのようにすればよいのか

説明

1 労働安全衛生法に再教育の定めはあるのか
労働災害が発生した場合において、再び災害を発生させる必要はありません。そのため、労働災害防止のための必要となる労働災害防止の徹底を図らなければなりません。労働安全衛生法は、99条の2に「都道府県労働局長は、労働安全衛生法に定める労働災害の発生防止のために必要であると認められる事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した労働災害の発生防止のための業務に従事する者(次項において「労働災害に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさ

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをお受けいただけます。

1174ノ2 第8章 第4 特定化学物質障害

○ホルムアルデヒド等の健康障害防止措置の拡充

事例 当社では、ホルムアルデヒドについて特定化学物質障害予防規則の第3類物質として漏えい事故による急性中毒等の障害の防止と「シックハウス症候群」の原因の一つとして健康障害の予防に努めてきました。このたび、人に対する発がん性が高いということで特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質として規制が強化されましたが、どのような対策をとればよいでしょうか。

実務のチェックポイント

- 1 ホルムアルデヒドとはどのような化学物質か
- 2 ホルムアルデヒドが特化則の第3類物質から特定第2類物質へ規制が強化され、どのように変わったか
- 3 ホルムアルデヒドによる健康障害を防止するためにはどのようにし

508ノ4 第4章 第5 その他

○心の健康問題により休業した者の職場復帰

事例 この度、うつ病にかかってしまい休業している社員より、完治したので職場復帰をしたいとの連絡がありました。当社としては、復帰を待ち望んでいた社員でもあり、迎え入れたと考えておりますが、復帰に当たり、どのような点に留意すればよいのでしょうか。

実務のチェックポイント

- 1 職場復帰支援の基本的考え方は何か
- 2 職場復帰支援の具体的な実施方法は何か



掲載内容

第1章 労働災害と事業者責任等

第1 事業者一般の責務

- 近年の労働災害の動向
- 労働災害の防止にあたって事業者が留意すべき基本的事項
- 事業者の労働災害防止計画への対応
- 事業者が講ずべき危険・健康障害防止措置
- 中高年齢者等を就業させる場合の事業者の責務
- 派遣労働者を就業させる場合の派遣元・派遣先事業者の責務
- 事業者への罰則

第2 その他の事業者別の責務

- 元方事業者が講ずべき措置等
- 特定元方事業者等が講ずべき措置
- 造船業の元方事業者が講ずべき安全管理事項
- 製造業の元方事業者が講ずべき措置
- 建設業の元方事業者による建設現場の安全管理
- 数次の請負契約により仕事が行われる場合等の救護措置等
- 注文者が講ずべき措置
- 化学物質を取り扱う作業の注文者が講ずべき措置

- 注文者による建設機械等の安全確保措置
- 化学プラントの新設等において講ずべき措置
- 清掃業における安全衛生管理
- 請負人が講ずべき措置等
- 機械等の貸与者等が講ずべき措置等
- 建築物貸与者等が講ずべき措置
- ジョイントベンチャーによりビルを建設する場合の代表者の責務
- 建設業における総合的労働災害防止対策
- 建設業における計画の届出等
- 船舶設備等における安全確保措置

第2章 安全衛生管理体制等

第1 安全衛生管理体制

- 常時50人以上の従業員を使用する工場等の安全衛生管理体制
- 常時50人未満の従業員を使用する工場等の安全衛生管理体制
- 総合安全衛生管理者
- 安全管理者
- 衛生管理者
- 産業医等
- 安全衛生推進者等
- 親子会社間の安全管理者等の兼務
- 作業主任者
- 建設業・造船業の現場における統括安全衛生管理体制
- 統括安全衛生責任者
- 元方安全衛生管理者
- 店社安全衛生管理者
- 作業場所の巡視・安全衛生パトロール
- 安全衛生責任者
- 安全委員会の設置および運営
- 衛生委員会の設置と運営
- 安全衛生委員会の議事録作成

第2 安全衛生管理活動

- 安全衛生改善計画の作成
- 安全・衛生管理特別指導制度の指定
- 危険・有害性の調査の留意点
- 危険・有害性の調査の具体的方法
- 化学物質等による危険性・有害性の調査
- 木材加工作業のリスクアセスメント
- 安全衛生活動への取組みに対する計画届の免除
- 安全衛生活動への取組みに対する計画届の免除を受ける際の留意点
- 労働安全衛生マネジメントシステム
- 建設業労働安全衛生マネジメントシステム
- 陸運業労働安全衛生マネジメントシステム

第3章 安全衛生教育等

第1 一般教育

- 雇入れ時等の安全衛生教育

- 雇入れ時教育の後の再教育
- 職長等への安全衛生教育
- 安全管理者等への能力向上教育等
- 災害発生後の総括安全衛生管理者等への再教育

第2 特別教育

- 危険有害業務従事者への特別教育および再教育
- クレーン運転業務等に係る特別教育
- ボイラー取扱業務に係る特別教育
- ゴンドラ操作業務に係る特別教育
- 四アルキル鉛等業務に係る特別教育
- 高気圧業務に係る特別教育
- 放射線業務に係る特別教育
- 酸素欠乏危険作業に係る特別教育
- 粉じん作業に係る特別教育
- 石綿取扱い業務に係る特別教育
- 工事用エレベーター組立・解体作業指揮者に係る安全教育
- 振動工具取扱作業に対する安全衛生教育
- 「携帯用丸のこ盤」を使用する作業者に対する安全教育

第3 その他

- 免許の取得等
- 技能講習の受講（車両系建設機械の場合）
- 車両系建設機械運転従事者に対する危険再認識教育
- 登録教習機関

第4章 労働者の健康管理

第1 一般健康診断

- 定期健康診断
- 雇入れ時の健康診断
- 特定業務従事者の健康診断
- 海外派遣労働者の健康診断

第2 特殊健康診断

- 有害業務従事者の健康診断（歯科医師による健康診断を含む）
- 健康管理手帳
- 腰部への著しい負担を伴う作業に係る健康診断
- 騒音健康診断
- 振動健康診断
- 有機溶剤健康診断
- 四アルキル鉛健康診断
- 鉛健康診断
- 特定化学物質健康診断
- 電離放射線健康診断
- 高気圧業務健康診断
- じん肺健康診断
- 石綿健康診断

第3 健康診断の事後措置

- 健康診断の事後措置としての事務処理と手続
- 健康診断事後措置指針
- 定期健康診断における有所見率の改善
- 二次健康診断等給付
- 健康の保持増進のための対策
- 健康の保持増進のための対策
- 長時間労働者への面接指導の留意点
- 面接指導の具体的手法
- 面接指導の事後措置
- 面接指導の対象とならない労働者に対する配慮

第5 その他

- メンタルヘルスケア
- 過重労働による健康障害の防止対策
- 心の健康問題により休業した者の職場復帰
- 熱中症の予防
- 肝炎対策
- 病者の就業禁止
- 特定健康診断等の実施に関する事業者の協力

第5章 職場・作業環境等

第1 職場環境の整備

- 喫煙対策等の快適な職場環境形成のため事業者が講ずべき措置

- オフィスビル・工場等における気積および換気
- オフィスビル・工場等における採光および照明

- オフィスビル・工場等における温度および湿度
- オフィスビル・工場等における休憩設備
- オフィスビル・工場等における清潔
- 建設業における快適な職場形成の留意点
- 工場内の通路等

第2 作業環境の整備

- VDT作業における作業時間・作業環境等
- オフィスビルの室温・湿度等の測定
- 作業環境の測定を要する屋内作業場
- 作業環境の測定を要する屋外作業場
- 廃棄物焼却施設におけるダイオキシンの測定等

- 有機溶剤業務に係る作業環境の測定
- 鉛業務に係る作業環境の測定
- 特定化学物質業務に係る作業環境の測定
- 放射線業務に係る作業環境の測定
- 酸素欠乏危険作業に係る作業環境の測定
- 粉じん作業に係る作業環境の測定
- 石綿に係る作業環境の測定
- 有害原因を除去する場合の留意点

第3 保護具等の使用

- 有害業務での保護具・保護衣等の使用
- 有機溶剤業務に係る保護具
- 鉛業務等に係る保護具等
- 特定化学物質業務に係る保護具
- 放射線業務に係る保護具
- 酸素欠乏危険作業に係る保護具
- 粉じん作業に係る保護具
- 石綿取扱い作業に係る保護具
- 防じんマスクの選択、使用

第6章 機械等による災害防止

第1 特定機械等の製造許可等

- ボイラー等の特定機械等の製造
- 製造時等検査対象機械等の検査
- 規格または安全装置を具備すべき機械等の種類

- 検査証を受けていない特定機械等の貸与等の禁止
- 防護のための措置が講じられていない動力駆動機械等の貸与等の禁止

第2 一般機械・器具

- 機械による災害防止の一般基準
- 工作機械を使用して作業する場合の留意点
- 工作機械への覆い・囲い等の設置
- 木材加工用機械への接触予防装置等の設置
- 木材加工用機械の総合的な災害防止対策
- 木材加工用機械作業主任者の選任
- プレス等を使用して作業する場合の留意点
- プレス機械作業主任者の選任
- 遠心機械を使用して作業する場合の留意点
- 粉砕機および混合機を使用して作業する場合の留意点
- チェーンソーを使用する場合の留意点
- ロール機等への覆い・囲い等の設置
- 高速回転体の回転試験をする場合の留意点
- 産業用ロボットの可動範囲内での災害防止
- 機械の製造等を行う者が実施すべき事項

第3 荷役運搬機械

- 車両系荷役運搬機械を使用する場合の事前措置
 - 車両系荷役運搬機械からの転落・接触等の防止措置
 - 車両系荷役運搬機械を使用して作業する場合の留意点
 - 車両系荷役運搬機械の作業開始前点検
 - 車両系荷役運搬機械への荷の積卸し
 - 車両系荷役運搬機械を運転する従業員の遵守事項
 - フォークリフトに必要な安全設備
 - 構内運搬車に必要な安全設備
 - 貨物自動車に必要な安全設備
 - ショベルローダー等に必要な安全設備
 - ストラドルキャリアーに必要な安全設備
 - 不整地運搬車に必要な安全設備
 - コンベヤーを使用して作業する場合の留意点
 - コンベヤーに必要な安全設備
- ### 第4 建設機械
- 車両系建設機械を使用する場合の事前措置

- 車両系建設機械からの転落・接触等の防止措置
- 車両系建設機械を使用して作業する場合の留意点
- 車両系建設機械を運転する従業員の遵守事項
- 車両系建設機械に必要な安全装置
- コンクリートポンプ車を使用して作業する場合の留意点
- くい打機等を使用して作業する場合の留意点
- くい打機等に必要な安全設備
- 巻上げ用ワイヤロープへの措置
- ジャッキつり上げ機械を使用して作業する場合の留意点
- ジャッキつり上げ機械の構造上の安全基準
- 高所作業車を使用して作業する場合の留意点
- 型枠支保工の組立等における留意点

第5 クレーン

- クレーンを設置する場合の事前措置
- 屋外にクレーンを設置する場合の留意点
- 認定業者がクレーンの設置等を行う場合の措置
- クレーンの使用制限
- クレーン運転時の留意点
- 移動式クレーンを使用する場合の事前措置
- 認定業者が移動式クレーンの設置等を行う場合の措置
- 移動式クレーンの使用制限
- 移動式クレーン運転時の留意点
- デリックの使用制限
- デリック運転時の留意点
- 建設用リフト運転時の留意点
- 玉掛け用具の使用制限
- 玉掛け作業における安全対策
- 暴風時等の措置

第6 ボイラー等

- ボイラーを設置する場合の措置
- 認定業者がボイラーの設置等を行う場合の措置
- ボイラー取扱作業主任者の選任
- 特例によるボイラー取扱作業主任者の選任
- ボイラー据付け作業の指揮者の選任
- 第一種压力容器を設置する場合の措置
- 認定業者が第一種压力容器の設置等を行う場合の措置
- 第一種压力容器取扱作業主任者の選任
- ゴンドラ作業における災害防止の留意点
- 認定業者がゴンドラの設置等を行う場合の措置

第7 定期自主検査・特定自主検査

- （一般機械・器具）
- 動力プレスおよび動力駆動シャアの定期自主検査・特定自主検査
- 動力遠心機械の定期自主検査（荷役運搬機械）
- フォークリフトの定期自主検査・特定自主検査
- ショベルローダー等の定期自主検査
- ストラドルキャリアーの定期自主検査
- 不整地運搬車の定期自主検査・特定自主検査（建設機械等）
- 車両系建設機械の定期自主検査・特定自主検査
- 高所作業車の定期自主検査・特定自主検査（クレーン等）
- クレーンの定期自主検査
- 移動式クレーンの定期自主検査
- デリックの定期自主検査
- ボイラーの定期自主検査
- 第一種压力容器の定期自主検査
- ボイラー等の連続運転認定制度
- ゴンドラの定期自主検査
- 登録性能検査機関が行うボイラーの性能検査（開放検査）
- 登録性能検査機関が行うボイラーの性能検査（運転時検査・停止時検査）
- 登録性能検査機関が行う第一種压力容器の性能検査（開放検査）
- 登録性能検査機関が行う第一種压力容器の性能検査（運転時検査・停止時検査）
- 登録性能検査機関が行うクレーン等およびゴ

ンドラの性能検査

第7章 危険物等による災害防止

第1 危険物の製造

- 爆発物・発火物等の製造
- 危険物による爆発・火災の防止措置
- 火気・火花等を発する機械等の使用制限
- 静電気の防止・除去
- 発破作業における災害防止の留意点
- コンクリート破砕器作業における災害防止の留意点
- リサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止

- 溶融高熱物取扱作業をする場合の事前措置等
- 油類等の存在する配管等を溶接する場合の留意点

第3 危険物等に係る設備・装置

- 引火性危険物を化学設備等に注入する場合の事前措置
- 化学設備等の安全構造
- 化学設備等への送給原材料等の表示
- 特殊化学設備等に必要な安全装置
- 化学設備等の改造・修理等における災害防止の留意点
- 乾燥設備の安全構造
- 乾燥設備作業主任者の選任
- アセチレン溶接装置の安全構造
- ガス集合溶接装置の安全構造
- アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置の管理
- ガス溶接作業主任者の選任
- 溶融高熱物等を取り扱う設備等の安全構造
- 腐食性液体の圧送設備の安全構造

第4 定期自主検査

- 化学設備等の定期自主検査
- 乾燥設備等の定期自主検査
- アセチレン溶接装置等の定期自主検査

第8章 有害物等による災害防止

第1 有害物の製造許可等

- ジクロロベンゼン等の特定化学物質の製造
- 有害物質の名称等の表示
- 有害物質の名称等の通知
- 新規化学物質の有害性の調査
- 変異原性が認められた化学物質の取扱い
- 有害物ばく露作業報告制度
- 使用している石綿含有製品の取扱い
- ナノマテリアルに対するばく露予防対策

第2 有機溶剤中毒

- 有機溶剤を使用する場合に必要な設備
 - 有機溶剤業務で設置する掲示板の内容
 - 局所排気装置の性能・構造
 - 全体換気装置等の性能・構造
 - 有機溶剤作業主任者の選任
 - 有機溶剤の色分けによる区分表示等
 - 有機溶剤等の貯蔵等
 - 液状薬剤の誤飲の防止
 - タンク内作業における災害防止の留意点
 - 建設業における有機溶剤中毒予防対策
- ### 第3 鉛・四アルキル鉛中毒
- 鉛を使用する屋内作業場等に設置する空気汚染防止設備等
 - 局所排気装置の性能・構造
 - 全体換気装置の性能・構造
 - 鉛作業における災害防止の留意点
 - 鉛作業主任者の選任
 - 鉛等の貯蔵等
 - 四アルキル鉛の製造および混入作業における災害防止の留意点
 - 四アルキル鉛の製造等に係る装置等の修理作業における災害防止の留意点
 - 四アルキル鉛用のタンク内作業における災害防止の留意点
 - 四アルキル鉛を含有する残さい物等の取扱作業における災害防止の留意点
 - 四アルキル鉛等作業主任者の選任
 - 四アルキル鉛等に係る作業場所等の表示

- 四アルキル鉛等による汚染の除去
- 特定化学物質障害
- ベンゼン等を使用する屋内作業場に設置する空気汚染防止設備
- ホルムアルデヒド等の健康障害防止措置の拡充
- ニッケル化合物、砒素およびその化合物の健康障害防止対策
- インジウム・スズ酸化物等の健康障害防止対策

- 局所排気装置の性能・構造
 - 排液処理装置の性能・構造
 - 特定化学物質の漏えい防止措置
 - 特定化学製造設備等の改造・修理作業における労働災害防止の留意点
 - 特定化学物質作業主任者の選任
 - 特定化学物質等に係る作業場所等の表示
 - 特殊作業における労働災害防止の留意点
- ### 第4の2 石綿障害
- 石綿等を取り扱う作業等における石綿ばく露防止の留意点
 - 局所排気装置等の製造・構造
 - 石綿作業主任者
 - 石綿等の取扱いの作業時の留意点
 - 石綿による健康障害防止対策

- 高気圧障害
- 高圧室内業務を行う作業室等に設置する設備
- 高圧室内業務に係る設備の点検等
- 高圧室内業務における災害防止の留意点
- 高圧室内作業主任者の選任
- 潜水業務に必要な設備
- 潜水業務に係る設備の点検等
- 潜水業務における災害防止の留意点
- 再圧室の設置・管理

第6 電離放射線障害

- 管理区域に設置する標識
- 電離放射線業務における災害防止の留意点
- 特定エックス線装置等の使用上の留意点
- エックス線作業主任者の選任
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任
- 事故発生時の対応

- 第7 酸素欠乏症等・粉じん障害
- 酸素欠乏危険作業における災害防止の留意点
- 地下室等の通風が不十分な場所で作業する場合の措置
- 圧気工法で作業する場合の措置
- 汚水処理施設等の清掃業務等をする場合の措置

- 酸素欠乏危険作業主任者の選任
- 粉じん作業場における災害防止の留意点
- たい積した粉じんの清掃作業
- ずい道等の建設工事における粉じん対策
- 局所排気装置等の性能・構造
- 建設業における一酸化炭素中毒予防対策
- 業務用厨房施設における一酸化炭素中毒予防対策

第8 定期自主検査

- 有機溶剤業務に係る排気装置等の定期自主検査
- 鉛作業に係る排気装置等の定期自主検査
- 特定化学物質業務に係る排気装置等の定期自主検査
- 電離放射線業務に係る透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査
- 粉じん作業に係る排気装置等の定期自主検査
- 石綿等に係る排気装置等の定期自主検査

第9章 各作業時における災害防止

第1 掘削作業等

- 第2 荷役作業
- 第3 建築物等の組立て・解体作業
- 第4 高所作業
- 第5 電気作業等
- 第6 その他

第10章 その他

事項索引

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。